

令和7年度後期分
令和8年度早期分

貝塚市奨学生募集要項（大学・専修学校用）

貝塚市教育委員会

貝塚市奨学資金貸付制度は、向学心に富みながら経済的理由で、修学の困難なものに学資を貸与して、教育の機会均等をはかることを目的としています。

1. 出願の資格

次の条件に該当する学生・生徒に限ります。

- ① 貝塚市に住所を有する世帯主の世帯に属する者で、経済的な理由により修学が困難なもの
- ② 学徒として所定の学業を修めることができる者
- ③ 学校教育法に規定する大学(短期大学を含む)または専修学校(専門課程・修業年限2年以上)に進学し、または在学中であること。ただし、通信課程の者は除きます。
- ④ 保護者に係る貝塚市税について滞納がないこと。(徴収猶予中、分割納付誓約書に基づく分割納付中の場合を除く。)

2. 願書受付期間

令和7年8月1日（金）～ 令和7年8月29日（金）（締切日厳守、土日祝を除く）

3. 提出書類

① 奨学生願書

現在在学している学校長の公印もしくは最終学歴学校長の公印を押すこと。
願書裏面の「記入上の注意事項」をよく読んで記入すること。

② 本人の住民票(世帯全員の写しで、世帯主氏名・続柄のわかるもの)

③ 保護者の住民票(世帯全員の写しで、世帯主氏名・続柄のわかるもの)
(本人と同一世帯の場合は省略可)

④ 課税に関する証明書 (令和7年8月1日以降に発行のもの)

同一世帯で18歳以上のすべての者及び18歳未満で所得のある者全員の「令和7年度市民税課税証明書」又は「非課税証明書」

⑤ 納税に関する証明書 (令和7年8月1日以降に発行のもの)

同一世帯で18歳以上のすべての者及び18歳未満で所得のある者全員の「未納がない証明」
(分割納付誓約書に基づく分割納付中の方は、分割納付誓約書の写し)

⑥ 奨学資金返還計画書

借用人(奨学生本人)及び連帯保証人(保護者)が記名(自署)、押印し、返還計画を記入すること。

⑦ 返還に係る自動払込利用申込書(預金口座振替依頼書)

借用人(奨学生本人)もしくは連帯保証人(保護者)の預貯金口座を記入し、金融機関お届け印を押印すること。(3枚複写)

4. 奨学生の選定

別紙奨学生選定基準に基づき選定します。(ただし、各年度の予算の範囲内とします。)
基準を満たしているか分からない場合は、学校教育課 担当へお尋ねください。

(世帯全員の所得状況及び住民税課税状況が必要です。)

所得、課税状況が不明な場合は、「貝塚市奨学生選定事前審査申請書」(学校教育課で配付)を持参の上、学校教育課までお越しください。

5. 貸与額

① 入学支度金 (10,000円単位)

区 分		貸 与 額	
大 学 短期大学	国公立	50,000 円を限度として希望する額	
	私 立	(短大) 200,000 円を限度として希望する額	
		(4年制) 250,000 円を限度として希望する額	
専修学校	専門課程	国公立	50,000 円を限度として希望する額
		私 立	(2年) 200,000 円を限度として希望する額
			(3年以上) 250,000 円を限度として希望する額

② 奨 学 金

区 分		貸 与 月 額	貸 与 期 間
大 学 短期大学	国公立	15,000円	これを受けるにいたった月 からその学校における正 規の修学期間を終了する 月までの間の範囲内
	私 立	20,000円	
専修学校	専門課程	国公立	
		私 立	

6. 奨学資金の交付

入学支度金については、入学校が決定しましたら本人に交付します。

奨学金については、年2回に分割して本人に交付します。

※後期の貸付は令和7年10月分から開始します。

7. 奨学資金の返還

奨学資金は貸与ですから、学校を卒業または退学後必ず返還しなければなりません。返還は、卒業予定の年の10月(中途退学の場合は、退学の6ヵ月後)から貸与期間の2倍の期間内に返還することになります。(ただし、入学支度金のみ貸与の場合は、36月以内の返還となります。)この期間内で返還が完了する場合は無利子となりますが、正当と認められる事由がなく返還を延滞した場合は、延滞利子(年率10.75%)がかかりますのでご注意ください。

8. 問合せ・提出先

貝塚市教育委員会 教育部 学校教育課

(住所) 〒597-8585 貝塚市畠中1丁目17番1号 貝塚市役所本庁舎5階

(電話) 072-433-7108 (直通)

※選定・不選定の通知は9月中旬頃本人に通知します。